

令和8年度 厚木市障害者協議会 第2回 実務者会議

日 時	令和8年7月16日（木）午後2時から午後4時半まで
場 所	アミューあつぎ amy studio スタジオ
出席者	○委員 神奈川県精神科病院協会 厚愛訪問看護ステーション連絡会 厚木市身体障害者福祉協会 厚木市手をつなぐ育成会 厚木市自閉症児・者親の会 精神保健福祉促進会フレッシュ厚木 厚木地区知的障害施設連絡会 厚木市障害者福祉事業所連絡会 厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団七沢自立支援ホーム 厚木市民生委員児童委員協議会 厚木市児童発達支援センターひよこ園 相談支援事業所連絡会 厚木市地域包括支援センター 厚木市教育委員会 特別支援学校 障害者就業・生活支援センター ぽむ 厚木児童相談所 厚木保健福祉事務所 厚木市社会福祉協議会 厚木市障がい福祉課 ○事務局 厚木市障がい福祉課 厚木市障がい者基幹相談支援センターゆいはあと

1 開 会

司会（事務局：厚木市障がい者基幹相談支援センター）⇒進行：議長
議事進行 議長 相談支援事業所連絡会

2 議題

(1) 厚木市障がい者福祉計画（第7期）の進捗状況について

資料1-1、1-2参照

～質疑応答～

○厚木市自閉症児・者親の会

「施策の方向7 社会参加の促進」は移動支援の充実がネックであると思います。5ページの移動支援の数値を見ると達成率は81%ありますが、移動支援を求めている人の数はもっとあると思います。実現しない数がおそらくこの倍以上あると思います。ヘルパーがいないから新規の移動支援は受けられない事業所があったり、児童は行っていない事業所もあったりします。社会参加をする意味を考えると、いつまでも親と一緒に移動できるものではないので、誰かに頼って見守りを含めて支援が必要になるのではないかと思います。

「施策の方向10 災害時支援体制の強化」については、暑い時期に避難訓練を行っても参加しません。親も、去年は特に暑くて参加をやめようかとなりました。自治会の方々は、危機管理課とうまくコミュニケーションをとれているのでしょうか。自治会が猛暑日などあまり考えてないような気がします。私が住む地域だけかもしれませんが、暑さもあり、障がい者が防災訓練に参加しようという考えがないと思います。ハンディがある方が防災訓練に出してくれるのが一番ですが、そこを自治会としてどう考えるか、当事者団体がどう考えるかということがネックだと思いました。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

移動支援については、皆さんのニーズをあらかじめ把握した上で今後について検討していきたいと思います。

災害時の支援体制の強化については、防災担当課と連携をして、実際に障がい者が避難したときの受け入れ体制の準備が課題であると伺っています。これから連携を取ってどうしていくか考えていきたいと思います。

○議長

移動支援大事です。今年度で第7期は終了し、第8期は来年度となりますので、第7期についてはよろしいでしょうか？

○精神保健福祉促進会フレッシュ厚木

未達成のところを主に説明していただきましたが、事前に目を通して達成されたところで1ページ目の「取組1 障がい者理解を広めるための普及啓発活動」の「市内小・中学校に対する障がい者の理解の促進実施校数（累計）」の計画値が18校、2025年度で実施が23校とあります。その内訳、小学校が何校で中学校が何校で具体的にどの障がいに対して、どのような理解促進の普及活動をされているのかを知りたいです。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

実施件数の内訳については全市内小中学校で23校です。理解の促進ではパンフレットを配布しました。障がいは、種別を問わず配布しました。

○精神保健福祉促進会フレッシュ厚木

小学校も中学校もパンフレットを配布したということでしょうか。幅広い障がいというのは、三障がいということでしょうか。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

訂正させていただきます。市内全小学校の誤りでした。

○精神保健福祉促進会フレッシュ厚木

中学校に配布していないのはなぜなのでしょう。第7期計画では、中学校も実施すると言っていたと思うんですが。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

第7期の計画では小学校の啓発の仕方を途中で変えたことがあります。目標値自体は、令和4年時に立てています。計画の目標値の改正はしていないので、この数値になっています。小学校23校の小学5年生に配りました。第8期では、中学校まで広げた中で進めていきたいと考え、そのような計画にしようと考えています。

○精神保健福祉促進会フレッシュ厚木

第7期計画では中学校も実施すると言っていたと思いますが、できなかった理由は何でしょうか。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

事業で小学校5年生を対象とするという方向性で決まり、校長会を通して小学校全部に配布できることになり、一斉に全小学校に配布しました。この3年間で中学生に配布の予定はありませんでした。

○精神保健福祉促進会フレッシュ厚木

幅広い意味で三障がい、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、学習障がいも入っています。すべての発達障がいを網羅しているわけではありませんが、基本的なところを記載して配布しました。精神保健福祉地域交流事業で作成している、精神障がいの理解に関するパンフレットも配布しています。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

A4で3つになっている大きさです。身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、学習障がいも入っています。すべての発達障がいを網羅しているわけではありませんが、基本的なところを記載して配布しました。精神保健福祉地域交流事業で作成している、精神障がいの理解に関するパンフレットも配布しています。

○精神保健福祉促進会フレッシュ厚木

地域交流事業の精神障がいのパンフレットは見たことがあるのですが、その他のパンフレットを見たことはありません。そこで三障がいなのか確認しました。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

在庫がまだありますので次回の会議で配布いたします。

○議長

啓発は、時間がかかるものだと思います。20年ぐらい前に、精神障がいの啓発で啓発物を作って学校に置いてくださいと行きましたが、門前払いでした。実績値が23校あることはその時に比べればだいぶ変わったと思いました。少しずつだとは思いますが広がっていくといいなと思います。

(2) 厚木市障害者計画（第8期）素案について

資料2参照 施策の方向1～3

○議長

施策の方向1～3まで報告いただきました。最後に質疑応答の時間は取りますが、この段階で質問、意見ありましたらお願いします。

～質疑応答～

○厚木市自閉症児・者親の会

資料16ページ、「主な取組」で、「学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい者理解の推進」が、第7期からあります。実際の教育現場でこの辺が難しいとか、もっとこうすればよかったとかがありましたら、教えていただきたいです。

もう一点が、17ページの「施策の方向2 交流・ふれ合いの推進」の「取組方針」の「障がいの有無に関わらず、地域のイベント等で触れ合いを深める」とあります。具体的に地域のイベントというのはどのようなものを考えているのでしょうか。

○厚木市教育委員会

学校教育の中で、こどもたち及び保護者の障がい者理解の促進で、先ほどちらしを小学校5年生に配布したとありました。それが単にこどもたちに渡しただけではこどもたちに理解は進まないです。保護者もそれを見て終わりになってしまおうと思います。やはりそこに教育が入ってくるので、先生方が例えば道徳で扱ったり、学級活動で扱ったりしてこどもたちに理解を促していくと思います。例えば、授業参観で行う等があると思います。実際にやるかどうかは別にしてですが。こどもたちを通してとなると、どうしても保護者にちらしが渡されるだけになると思うので、そこをどのように保護者につなげていくかは私たちも考えていかなければいけないと思います。

○厚木市自閉症児・者親の会

実際、保護者の方の理解はとても大事で、家庭で「あの子こんなことがあったけど、みんなと一緒に遊べるね」とか「あの子こんないいところがあるよ」とか家庭でできるとお子さんの理解を通じて、クラスに普及するようなことはよくありました。それぞれ学級で道徳や学級活動で広めていくことは大事だと思いますが、より保護者の方に理解をしてもらいたいと思います。保護者同士の関係で、障がいを持っているこどもの保護者が傷つくということをよく聞きますのでその辺も強化してもらいたいと思います。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

こどもと親と一緒にできるようなイベントがあると、とてもおもしろいなと思いました。今の話も参考にさせていただければと思います。地域交流は、18ページの「主な取組1 障害者地域生活サポート事業における地域交流等支援事業の活用促進」が事業所向けの補助金です。そこで地域の方と障がいのある方が交流できるような、祭りであったりバザーであったりどのような取組でも構いません。そういうことに対して、補助金を出しています。地域単位でそれぞれの事業所がいろんな交流イベントを広げていければよいと思います。これは第7期の指標に盛り込みましたが、達成率が55%と、思ったほど伸びませんでした。地域ではもっと行っていると思うので、引き続き周知を図っていきたいと考えております。

○厚木地域包括支援センター

地域でのイベントということで伝えておこうと思います。厚木地域包括支援センターは、厚木北地区が担当地区になります。厚木北地区の地域福祉推進委員もやっています。地域福祉推進委員が集まって、昨年はモルック大会を厚木北地区で行いました。最近、厚木市のモルック人口が増えています。市民が公園や相模川の河川敷沿いで練習しています。昨年、モルック大会に杖をついた方が参加されていました。モルックは、簡単に言えば投げるだけです。足が不自由な方や、電動車椅子で来た方もおられました。おそらく障がいがあるのかなという方も参加されていました。そのような点で、交流ができていますと思っています。「昔遊びフェスティバル」というのを新しくできた厚木北公民館で先日行いました。昔遊びということで、お手玉やこま回しとかを、おじいちゃんが小学生に教えたりしました。そこで催し物があつた時に、お子さんの中に障がいのあるお子さんも参加されていました。難しくないゲームは、参加しやすいようでした。射的等も楽しまれていました。地域の方も障がいのある方も参加しやすいようで、みんなのできるものを行っているようでした。

防災の話もあります。やはり「防災の日」に合わせてみんなやるので、どうしても暑い時期になってしまう。モルック大会も今課題になっています。暑い時期を避けて企画をしているのでイベントが秋に集中しています。さらに、今年は「鮎まつり」も秋に開催することになったので、私たちが行いたいことができない。いろいろな企画が秋に行われて、夏は誰も動かないとなっている。「昔遊びフェスティバル」は、建て替えて新しくなった厚木北公民館が会場となった。冷暖房完備で室内だったらこういうことができる。防災はまだ難しい部分があります。厚木地域包括は、高齢者を中心に避難者名簿の確認をしています。避難者名簿を毎年新しく見るたびに、高齢の方も障がいのある方も増えている。民生委員の話を聞いても、実際避難となった時どうやって連れ出したらいいの？という相談を私たちもよく受けます。福祉避難所にいきなり連れて行くのではなく、一旦避難所に連れていき、そこから割り振られて必要な人は福祉避難所に行くという計画なので、それ自体がまず無理があるのではないかという話もあります。何年か前に大雨で相模川が氾濫するかもという時がありました。その時、市の計画で高齢者の特別養護老人ホームが避難所として開設した時がありました。実際にその施設に避難した方がおられました。市の事前の情報では、避難してくるのは、介護が必要な本人が避難してくるという情報でした。その施設が受け入れ体制でいたら、本人とその家族全員が避難してきました。さらに家族の中に犬もいて、犬も含めて一家総出で避難してきました。結局、その施設は犬も含めてみんな受け入れてくれました。やはり、計画通りに行かない部分、そのような現場の声を計画に落とし込んでほしいと思います。地域の皆さん、自治会の皆さんが、みんなが参加しやすい取組をよく考えていると思います。

○議長

様々な意見をいただきました。施策が12まであるので質疑応答は一旦ここまでとし、後ほどまとめた質疑応答の時間を設けます。施策の方向4からお願いします。

資料2参照 施策の方向4～6、7～9

～質疑応答～

○精神保健福祉促進会フレッシュ厚木

「施策の方向7」30ページです。個人的な感覚ですが、日々の支援が同居する親のみに依存する、そして孤立世帯が存在する。親亡き後ということは将来を見据えた支援体制ということですが、やはり日々の支援が同居する親のみに依存しがちな社会に問題があると思っております。親は最後の砦として存在する人である方がいいと私は思っています。特に精神障がいですが、こどもの頃は普通に過ごしていて、特に障がいという意識なく育ってきて、親もそのように育ててきた。中学生か高校生ぐらいからどうもおかしいとなって、統合失調症を代表とする精神障がいになって手帳を取得する。こどものころからではないところが、精神障がいの特徴かもしれません。やはり大人になったら、自立して生活できる社会をつくるべきだと私は思っております。親亡き後という言葉が何回か出てくるが、どうもこうしっくりこない。使わない社会であってほしいと思います。親亡き後という言葉が出てくると、障がいについてよく知らない人や現状がよくわからない人が見ると、障がい者は、親がいるうちは親が面倒を見るものになってしまうと思います。もちろん障がい者はどこで暮らしたいかという、1位は自宅で親と一緒にですが、それは障がい者目線であって、では親の人生はどうなるんだというのがあります。仕事はセーブされ、やるべき仕事に邁進できなくなる。非常に引がかかる言葉なので、できれば「親亡き後」という言葉は使わないで違う言葉はないかいつも思っています。精神障がいに限ってですが、どこで差別を感じますか？で「厚木市障がい福祉基礎調査調査結果報告」の49ページに出ていて思ったのが、1位が家庭内です。精神障がいの場合、家族は大変です。精神障がいだから、私も経験があります。私も仕事をしていて成年後見に関わっていますが、他人だと冷静に対処できるのに我が事となると、どうしてもうまくいかないことがある。精神障がいの場合、家庭内で嫌な思いをしたのが1位で、あと住んでる地域が2位なんです。私が住んでいる地域が、農家が多い地域で閉塞感漂う地域です。私が住んでいるところですので、表面上は私や夫にはありませんが、息子のことになると冷たいです。戻ってきたら困るぐらいの冷たさをとても感じます。厚木の地域性があるので、駅に近いところは違うと思います。そうするとやはり自立を考えた方が、本人はどう思っているかわかりませんが、親亡き後という言葉が連発されると、違和感を感じます。8050問題という言葉がある一方で、親亡き後は一致しないのではないかと思います。別の言葉にならないのかいつも思っております。何か考えていただけないかと強く思います。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

確か、前回の計画作成の時も「親亡き後」というよりも「親いるうち」ではないかと言われていました。現状と課題のところと同じ言葉を使いましたが、親が健在のうちから、将来を見据えた支援体制で国の仕様も「親亡き後」となっています。どう市民に伝えていけばいいのか考えていきたいと思います。「親亡き後」を予防するために自立という観点は非常に大事かと思っています。そのあたりを計画に落とし込んでいきたいと考えておりますので、原案を作る段階で検討していきたいと思います。

○特別支援学校

「施策の方向8」、「施策の方向9」に関わる点です。重心の方の居場所が不足しています。本校も厚木市の方が多く在籍しています。今年の卒業生も、週5日を通える通所先を見つけることが難しくなっています。昨年度卒業生も同様で、在宅の日が何日もあり、家庭で見る現状があることをここで共有したいと思いました。市役所にも毎年現状を報告して、共有の機会を設けていますが、やはり開設を促すところまでとどまってしまう。具体的に開設しなかったときに、今ある事業所に数日でも通うのか、具体的な方法が出てこないことが学校の進路担当も保護者も非常に心配をしています。他市に受けてもらえるところがあることは学校も把握しています。それが「施策の8 社会参加の促進」になると思います。他市にあっても移動する方法がない方、保護者が皆さん免許と福祉車両を持っているわけではないことや、家庭で難病や疾患を抱える方がいて、支援に頼らなくてはいけない方もおられます。事業所に通所するためのサービスがありません。その点を計画に盛り込むのは難しいのかもしれない。ニーズとしては特別支援学校で非常に高いと感じています。皆さんとどのような方法があるのか、外出支援で通学に対して何か支援できる方法がないかということを検討いただければと思います。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

医療的ケアを対象とした生活介護については、一度ある法人に厚木市で開設してもらえないか話をし、前向きになっていたのですが、結局開設に至らなかったことがありました。主な取組に記載している、37 ページ「1 地域生活支援の充実」、2 つ目「障害福祉サービス事業所開設準備・運営経費補助金」で医療的ケアを対象とした生活介護に対しても補助金を出しているのですが、やはりなかなか受け手の法人がないことは非常に辛い状態です。短期入所については少ない数ではありますが、徐々に増えていますので、本来の生活の過ごしの方ではありませんが、その活用も1つの手法、選択肢として考えていきたいと思っています。引き続き積極的に動けるところは行っていきたいと思っています。事業所に通所するためのサービスは法律上のサービスだと利用ができません。別の手段を考える必要があるかと思っています。

○厚愛訪問看護ステーション連絡会

「施策の方向9」で特別支援学校の先生が話された生活介護の場所がない話は、かなり前からの課題だと思います。通いの場を運営している立場からですと、他の生活介護事業所に通えたとしても、親御さんが送迎車と一緒に乗って通っているという状況があります。医療的ケアがあれば、看護師が送迎車に乗らなくてはいけない状況で人手が足りてない。看護師不足で看護師の給料が高く、看護師の確保ができない。経営的な問題もありますが、行っている事業所に任せるのではなく行政と一緒にできることをやっていければと思います。送迎の問題は、車の問題や人の確保の問題は事業所であっても、医療的ケアがある以上は一緒に考えてもらえればと思います。

○厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会

32 ページの「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国が地域包括ケアシステムを言って10年ぐらいです。その後、精神障がい者が含まれて強調するのに「にも」と入れて、業界では「にも包括」と言っていますが、いつももももぞしています。精神障がい者が特別な感じで、精神障がい者も地域包括ケアシステムに入って当たり前なのに「にも」と付けられている。もう「にも」は古いだろうという感覚があります。前回も「にも」と入っていたと思います。計画が変わるなら例えば「精神障がい者の地域生活を重視し

た地域包括ケアシステム」等になるとよいと思います。「にも」包括となると我々精神障がい者と関わっている支援者はいつももぞもぞします。精神障がいもあって当たり前だと思います。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

「インクルーシブ」や「障がいの有無にかかわらず」という表記を前回から多く設けているので、話された通りだと思います。今回の計画で、どう表記するか検討します。来月行う「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は国の指標になるので、表記を直すことはできません。市の計画の部分では積極的に考えていこうと思います。

○議長

最後、施策の10から12までお願いします。

資料2参照 施策の方向10～12

～質疑応答～

○厚木市障害者福祉事業所連絡会

「施策の方向5 一貫した療育支援体制の確立」の「主な取組 4 障害児通所支援の適正利用及びサービスの質の向上」で、言葉の意味がわかりづらいところがあります。本人にあった療育支援はわかります。私の知らない実態があるのかもしれませんが。セルフプランが多いことも含めて、どういったことを表しているのかお伺いします。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

セルフプランがポイントになってくると思います。セルフプランの利用だと、やはり親御さんの主観で支給量を記載しています。我々も支給量を決める立場ですが、親御さんが求める支給量で判定、判断していくことになります。それがお子さんに対して、本当に必要な支給量なのか、ふさわしい療育なのかを判断するためにという意味合いです。それを踏まえて、サービス等利用計画を入れて第三者評価を踏まえて、お子さんの成長、必要な療育を判断していきたいという意味合いになります。資料としてほとんど出したことはありませんが、支給量をグラフでまとめると、だいたい月23日という最大のところが一番多いです。割合としては、本来標準の支給量であって、上限の支給量の定めがある中で、それを超えたところが一番上というのはもしかしたら、我々の基準も正しいものではないのかもしれませんが。本当にそれが必要なかが疑問です。それを判断するために本当は我々もケースワークするところではありますが、第三者の専門的評価が大事だと思います。記載内容は検討したいと思います。

○精神保健福祉促進会フレッシュ厚木

「施策の方向10 防災体制の推進」の「取組方針」に自助という言葉があります。「達成された姿」にもあります。前から気になっているのですが、厚木は、なぜ障がい者に対して「自助」に力を入れるのがそもそも疑問です。精神障がい者に限っていえば、もし災害の時に自助で何ができるかと言ったら、薬を準備しておくことや、避難所はどこかということをもっと調べておくことです。避難訓練に参加できるかということ、精神障がい者は人がいるところが苦手だからできないと思います。自助と言ったらあとは、チェックリストがあるから

書いておくことくらいです。それができたとして、その先はどうなるのかがいつもよくわかりません。避難所に行ったはいいけど、ちゃんと薬持っていった、チェックリストも持っていった。避難所に行ったけどいられない。周りも「なんだあの人」みたいになったりするかと思います。厚木市としてはどういうふうにするつもりなのか、いつもあまりないので疑問です。

「施策の方向1 障がい者理解の促進」ですが、小・中学生と保護者への理解促進というのは、先程出ていました。ぜひこれは力を入れてやってほしいと思います。私も自分の地域に住んでおりますと、特に閉鎖的で保守的な地域だからと思いますが、とても冷たいです。精神障がい者に関しては、例えば地元の自治会の人たちにこれから理解してもらおうというのは至難の業です。だからこそ、小中学生へとその保護者の方たちの理解促進が非常に大事だと思っています。そういう人たちが厚木で成長して大人になって住んでいけば、やはり理解も自然と促進されていくと思います。それが41ページの「施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築」につながってくると私は信じております。パンフレットを配るだけでは全然足りないと思います。知的障がいや身体障がいもありますが、私は精神障がい者の家族会なので精神障がい者のことに限って言えば、パンフレットの配布だけでは足りない。講演会を開くとか、詳しい人を呼んで一学年集めて勉強会を行ったり、保護者も呼んで少し時間をとって行ったりする、そのぐらいのことをした方が厚木のためにもなり当事者のためにもなると私は思っています。法律で障害者差別解消法があります。公的機関は義務化され、令和6年に民間も義務化されました。20ページ「主な取組」で新しく取組む丸印のところで「障がい者差別に関する相談の受付」とあります。これはとてもありがたいと思います。今まで言うところがなかったのかどうなのかと思っていました。相談が来たら、具体的にどう対応するかが、とても難しいと思うのでそこは準備しているのかと思いました。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

自助のところですが、有事の際、必ずしも全員助けに行ける体制は現実的に厳しいと思います。自助の取組でチェックリストはしっかり精査して、必要な項目を盛り込んでいると思います。本人だけではなく、全員支援者がついていくということもあります。障がい者相談支援センターもあるので、支援者と一緒に作っていくことはできます。その事業の取組は、引き続き継続していきます。その先については、自治会も実際に障がい者がたくさん来たらどう対応すればいいかわからないという声があったようです。そのあたりは、行政で連携できる体制を取れるとよいと思います。

障がい者理解については、親子ともどもできるような取組があるとよいと思います。障害者差別解消法の相談受付については、年1回、障害者差別解消法の取組について担当から話をしています。5月の代表者会議で事例について話をしました。市でも県でも相談を受けている体制です。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

補足をいたします。防災の自助の考え方は障がいだけではありません。危機管理課の課長と話しておりますが、災害が起きた後の3日間は、避難所と自分自身で備えていただくことが非常に大事になります。障がい者に限らず、自助は進めてくださいと市として話をしています。災害時、避難所を開設しますが、市民全員に対して避難所が足りているのか課題があります。大きな災害が起きたときは、自主避難をしている方もいます。自助の部分、公助の部分、共助の部分となります。まずは、できる備えをする自助を考えてもらえればと思います。この辺りは、危機管理課と最近話をしております。災害が増えている中でもありますので、

ぜひ進めていきたいと考えています。避難所については、その上が自主防災隊になります。話を聞いている中では、地区によって備えもだいぶ違ってきますので、障がい者理解のところも含めた中で進めていければと思っております。

パンフレットの件につきましては、我々もパンフレットを配って終わりではないと思っております。その先を見据える中で学校とも話をし、一歩ずつ進めていきたいと思っており、まず小学校5年生にパンフレットの配布をしました。こどもの理解もありますし、保護者の理解もありますが、その前に学校の先生方に一番最初に受け止めてもらうことがあります。こちらの準備を進めていかなくてはいけないと思っております。いくつか手順を踏んでいく必要があると考えておりますが、最終的な目標は、書類を配ってパンフレットを配って終わりではないことを理解いただきたいと思います。

障害者差別解消法については、法律が改正された中で、従前からは障がい福祉課が窓口になっています。実際に何件か事例が出ています。合理的配慮の訴えが多いですが、果たしてどこまで合理的な配慮ができるのか、特別扱いになってはいないのかというところが難しいと考えております。民間にも義務化されていますがそこが理解されていない。店に行ったら障がい者の方は今手が空いてないから無理ですと断られたということもありました。そういった事例もあります。なかなか難しいところはありますが、少し強化していかなくてはいけないということで、取組では黒丸にしたということです。

○精神保健福祉促進会フレッシュ厚木

今の法律のところでですが、確かにわがままなのか、合理的配慮をただ求めただけなのかというのはとても難しいと思います。窓口になっている障がい福祉課は、とても負担になるのではないかと思います。やはりこういうのは、法律の専門家に相談できる体制を整える必要があるのではないかと思います。障がい福祉課だけで対応するのは少し難しいのではないかと思います。そのようなことも整えていくことが、障がい福祉課も少し楽になるし、利用する人もきちんと声が届いていて適正に対応してもらえる安心感があるのではないかと思います。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

市役所の中には、法律の専門家もおります。障害者差別解消法で、法律家を利用したかはわかりません。例えば、障害者差別解消法ではなく、虐待だと、ごく稀に専門家に相談をしたりします。そのような体制は整理しております。それ以外にも、神奈川県も同じように法律の責務があります。相談しながら解決できるような体制を取っていききたいと思います。

○厚木児童相談所

26 ページ「主な取組3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援」の「医療型短期入所事業所等の開設の促進」で、児童相談所にも医療的ケア児の保護者の方、重症心身障害児の保護者の方から、レスパイトのご相談がここ最近かなり多くなっています。保護者の方がなかなかSOSを発信できず相談支援の方や訪問看護が関わっている方から、発信していただいてつながるケースもあります。かなりレスパイトの相談が多いのですが、施設や病院も限られた枠をみんなで奪い合っているような状況が、正直なところだと思います。短期入所事業所の開設を少しでも進めてもらい、本当に困っている方が利用できるような仕組みを作ってもらえればと思います。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

短期入所については、おおむね2か月前ぐらいに予約をします。いざとなつて使いたいという時もあると思いますが、まずは定期的に利用できるように利用者には心がけてもらえればと思います。我々も資源に努めるとともに、まずは利用してもらうことを促していきたいと思っています。

○障害者就業・生活支援センターばむ

「施策の方向6 就労支援の充実」で聞き逃したかもしれません。29ページ「主な取組 1 地域の就労支援体制の構築」で就労継続支援A型事業所と就労選択支援事業所が、今厚木だと1事業所ずつという話でしたが、就労選択支援事業所が2事業所になっています。昨年10月にウェルビー、今年5月にJUNCTION厚木が就労選択支援を始めました。障害福祉サービスの中で、就労選択支援の認知度が低いです。新しい取組としては、児童から成人の切れ目のない支援というところで、児童の時から相談支援事業所を使っていて、将来の進路を考えるときに、学生だけではありませんが、成人になってからでも、就労選択支援を使ってアセスメントを取ります。職業的なアセスメントだけではなく今後の本人の希望、どんな生活を送りたいとか、どんな仕事に就きたいとか総合的な生活の希望を聞いた上で、ハローワークであったり、私たちのセンターであったり、就労選択支援事業所であったり、学校の先生方であったりと多くの支援機関の目を通して、今は決まった福祉事業所にとどまるのではなく、そこからステップアップしていくこともできるので、こういうアイデアがあると思ち寄ることができます。難しいと思つていても、こういう職場であれば行けるのではないかとといった様々な知識を持ち寄つて、本人の将来の姿をサポートしていくことが、就労選択支援の担う部分です。今は認知度が低いことや、就労選択支援事業所も県内様々あり、今までの直B実習と同じではないかという意見があります。行政や、相談支援事業所も就労選択支援について、今までの直Bの実習と似たような感じで誤った解釈をしている方もいます。なかなか広がりやが難しいところではあります。私も7市町村に携わっているところでは、各市の就労選択支援の話を就労移行支援事業所の方たちとします。どこから手をつけていいのかという状況ではあります。厚木市の場合は就労プロジェクトで今後もまた考えていくというところで協力しながら行っていきたいと思つております。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

就労選択支援事業所の事業所数2か所について、訂正ありがとうございます。就労選択支援については障がいのある方の可能性を潰さないためにも重要なサービスだと思つておりますので引き続き協力いただければと思います。

○副議長

「施策の方向8」と「施策の方向11」に関わってくるかと思ひます。私がボランティアセンターを担当していた時に、移動支援のニーズがありました。特別支援級に通うお子さんの通学の支援や障がいのある方が、8回だけ大学の講座に参加したいので、そこに行くことと同行も合わせて支援をお願いしたい、そんな様々なニーズがボランティアセンターに寄せられていました。やはりほとんどマッチングがうまくいかない課題だと感じております。それ以外にも、他の職員も様々な会議に出る中で、移動支援で課題があるという意見を伺っていました。ボランティアセンターの担当職員や重層的支援体制整備事業の担当職員も考えていけたらいいという話がでていました。今後、この取組を進めていくことになれば、まず現状や課題の情報共有から一緒に進められたらよいのかと思つております。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

移動支援は、通例定期的なものに使用できません。市の選択できる事業なので、他の市町村では、通学を認めていたりもします。そのあたりも検討事項になるかと思います。

○厚愛訪問看護ステーション連絡会

38 ページ、39 ページの「施策の方向 10 防災体制の推進」で教えていただきたいです。避難行動要支援者個別計画は、100%申請者にはできあがっている状況なのでしょうか。先程、災害時に在宅の方が多くが見込まれると言っていた中で、訪問看護を通してやはり在宅酸素や医療機器がある方は、避難所に行かない選択を皆さんしています。もともと自治会でも行政でも、避難行動要支援者個別計画が、関係者、支援者に公開されていない状況になっていると思います。安否確認を迅速にしていくことに対して、おそらく地震も増えてきているので考えていかなくてはいけないと思います。その計画自体は今どれくらい出来上がっているのか教えていただきたいです。

○厚木市民生委員児童委員協議会

民生委員が担当している地区にいる要支援者はこういう方ですと連絡がきます。ただし条件があり、市民の方が災害時に支援して欲しいという場合です。その場合において、中には個人情報を出したくないという方もおられます。家族や本人が承諾された場合は、各民生委員のところへ来ます。それに基づいて、各個人に緊急時はどこへ連絡するとか、避難する場合はどういう障がいがあるのか、どういうものが必要なのか、という個票を作成します。これに基づいて、災害時に対応するということになります。名簿に搭載されると、その名簿が各地区の担当の民生委員に配られ、自治会長と民生委員を主体に持っています。避難の時、民生委員が全部対応できませんので、あくまでも、それぞれの自治会や自治会の大きいところは各班単位で災害時は対応することになっています。防災と障がい者という課題については、いろんなところへ頼むのではなく、行政としてどうすべきかということを少し深く掘り下げたところで討論してもらえればと思います。こういう人がいるということを、情報として流してもいいということができないと、地域として動けないところがあります。

課題が自治会です。現在市民がどのくらいの割合で自治会に入っているのかというと、ほぼ半分くらいと考えてください。昔は、必ず地域の中でほとんどの方が自治会に入っていた。今は個人情報が洩れるから自治会を抜けますとか、役員を押しつけられるから自治会を抜けますとか、会費を払いたくないから抜けますとかそういう方がいます。だから、地域というものと日常生活というものをどうすべきか障がい者も含めて考えながら進めてもらいたいです。避難行動要支援者名簿というものは、すべての各地区の民生委員が持っています。自治会長が持っています。それに基づいて個別計画を当事者と面接して作成していざと言う時の個票も持っています。

○厚愛訪問看護ステーション連絡会

個票は、本人はコピーなどを持っているのでしょうか。

○厚木市民生委員児童委員協議会

個票は、本人は持っていません。その方の聞いた情報を地域で持っています。いざという時には誰が動くかという隣近所の方に来てもらうことになります。民生委員が担当している 20 人近くを一度には対応できません。地震等の避難所と台風等の災害時によって避難所の

開設が違います。地震の場合は自主防災隊という自治会で、すぐに避難所を開設する。その後半日以内に行政が開設します。そして、それぞれの避難所へ避難するということになります。厚木市は海に面していませんが、海に面している自治体では全然対応が違います。津波警報が出た場合、大磯や平塚はすぐ行動ができるように体制は地域で作られています。最終的には、行政や地域がどうすべきかということをよく検討して行わないと、いろんな計画があっても動かないという傾向があると思います。

○議長

重要な意見がありました。第7期も、委員で参加していましたが、会議時間が5時とか5時半までかかった記憶があります。大切なことですので、時間がかかります。ご意見多くありがたいと思います。

○事務局（厚木市障がい福祉課）

次々回の10月の時に、今いただいた意見や市民からいただいた意見を踏まえて、原案としたものをこちらに持ってきます。ご意見いただければと思います。

○議長

議題(2) 厚木市障がい者福祉計画第8期については、終了いたします。

議題(3) その他ありますでしょうか。

なければ、議題はこれで終了いたします。議長をおろさせていただきます。

進行：議長⇒司会（事務局：厚木市障がい者基幹相談支援センター）

3 閉 会

副議長より挨拶

以 上